

基本的人権

<基本的人権>

基本的人権の尊重

基本的人権の尊重は日本国憲法の三大原則の1つである。

*11条、12条、13条の重要語句を覚える

憲法第11条

国民は、すべての基本的人権の① を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない② の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

憲法第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の③ によって、これを保持しなければならない。

憲法第13条

すべて国民は④ として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については⑤ に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

子どもの人権

1989年 ⑥ で⑦ が採択された。

子どもの権利

◇ ⑧ 権利

➤ 病気などで命を失われない。病気や怪我をしたら治療を受けられる。

◇ ⑨ 権利

➤ 教育を受け、休んだり遊んだりできる。

- 考えることや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができる。

◇ ⑩ 権利

- あらゆる種類の虐待や詐欺から守られる。
- 障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られる。

◇ ⑪ 権利

- 自由に意見を表明したり、集まってグループを作って自由な活動をすることができる。

平等権

憲法① 条

すべて国民は② の^{もと}下に③ であって、人種、信条、性別、社会的身分又は^{もんち}門地により、政治的、経済的又は社会的関係において④ されない。

*門地 家柄や生まれ

①で定められている権利を③ 権という。

様々な差別と対策

江戸時代の身分制度による⑤ 差別 ←明治時代になっても残り差別が続く

→1965年 ⑥ 会が、「差別をなくすことは国の責任である」という答申を出す。

⑦ 民族は古くから、北海道、サハリン、千島列島を居住地とし、独自の言葉と文化を持ち歴史を築く。

↑ 明治政府が日本文化を強制、差別と偏見が進む。

1977年 国会で⑧ 法が制定。

*アイヌ民族を先住民とし、民族としての誇りを尊重する。

日本には多くの在日韓国・朝鮮人が居住している。

1910年 日本の ⑨ による植民地支配の時代に移住・強制連行された人々の子孫も多い。これらの在日韓国・朝鮮人に対する差別意識は根強く残っている。

男女平等

女性は採用や昇進などで男性より不利に扱われがちであった。

1985年 ⑩ 法が制定 (1999年改正)

*雇用における、男女差別が禁止される。

例) 求人の際に 男性のみ、女性のみ求人広告を出してはいけない。

×男性営業社員募集 →○(男女) 営業社員募集

1999年 ⑪ 法が施行

→男女の区別なく個人として能力を活かすことができる社会を実現

×男は外で仕事、女は家事、育児

○男性が家事、育児をしてもいい 女性がバリバリ仕事をしてもいい

障害者への配慮

高齢者や障がいのある人たちが、社会で安全・快適に生活できるように障壁を取り除くことを⑫ という。

◇ 道路の段差をなくす

◇ 車椅子で乗ることが出来るバスや電車を運行

◇ 階段でなく、スロープを作る。

⑬ の実現 (障害のあるなしにかかわらず、すべての人が区別されることなく普通の生活を送ること。)

解 答

*表記法は教科書で確認してください。

基本的人権の尊重

- ① 享有^{きょうゆう} ②永久 ③不断の努力 ④個人 ⑤公共の福祉 ⑥国連総会 ⑦子どもの権利条約 ⑧生きる ⑨育つ ⑩守られる ⑪参加する

平等権

- ①14 ②法 ③平等 ④差別 ⑤部落 ⑥同和対策審議 ⑦アイヌ
⑧アイヌ文化振興^{しんこう} ⑨韓国併合 ⑩男女雇用機会均等 ⑪男女共同参画社会基本
⑫バリアフリー ⑬ ノーマライゼーション